

長期優良住宅完了報告についてお願い

長期優良住宅認定建物の工事完了時には 完了報告書の提出が必要です

大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第8条により、認定長期優良住宅の建築に係る工事が完了したときは、速やかに報告書を提出してください。

提出の際には、以下の資料を添付くださいますようお願いいたします。(正・副2部)

報告書「認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書」
(第1面、第2面)

様式は大津市ホームページの長期優良住宅認定制度のページよりダウンロードしてください。

委任状(代理者が報告手続きを行い、認定申請時に委任されていない場合のみ)

建築基準法に基づく検査済証の写し

建設性能評価書 もしくは 施工写真

工事中の軽微な変更に関する図書(工事中に軽微な変更があった場合のみ)

…施工写真について

長期使用構造等が確認できるもの

例) 木造軸組工法の場合

基礎の配筋写真

木造の軸組の金物による緊結が確認できるもの

断熱材の施工状況が確認できるもの

床下や天井の設備配管の点検口の設置状況が分かるもの 等

各項目数枚ずつ添付ください。

お問い合わせ：大津市都市計画部建築指導課 審査係

TEL 077-528-2774 / FAX 077-523-1505